



# 特定健康診査・健康診査を受けましょう

実施期間 9月30日(月)まで実施中

下記の方を対象にした特定健康診査・健康診査が始まりました。特定健康診査は、みなさんが加入する保険者ごとに実施するものです。

また、65歳以上の方には、健診と同時に介護予防のための生活機能評価を行います。生活習慣を見直し、健康な生活を送るために、ぜひ、この機会に健診を受けましょう。

なお、毎年9月は予約が殺到し、ご希望の日時に受診いただけない場合がありますので、早めの受診をお願いします。

	伊奈町国民健康保険に加入している方	後期高齢者医療に加入している方
問合せ先	保険医療課 国民健康保険係 <sup>①</sup> 2 1 7 1	保険医療課 医療係 <sup>②</sup> 2 1 7 4
対象者	40～64歳	65～74歳
健診種類	特定健康診査	健康診査
健診内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査	腹囲は、40歳～74歳の方のみ実施します。
健診内容	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査	問診・診察・身長・体重・腹囲・血圧・血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査・貧血検査・心電図検査
申込方法	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方は、再交付しますので、保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。(4月2日以降、伊奈町国民健康保険に加入した方で、健診を希望する方は保険医療課国民健康保険係までご連絡ください。)	対象者には、受診券を郵送しました。受診券到着後、実施医療機関に直接お申し込みください。受診券が届かなかった方や、住所・氏名が変更になった方は、受診券を再交付しますので、保険医療課医療係までご連絡ください。
持ち物	・受診券 ・国民健康保険被保険者証	・受診券 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証
費用	無 料	

伊奈町国民健康保険の資格喪失後に受診すると、健診費用を返還していただくこととなりますのでご注意ください。  
40～74歳で、町国民健康保険以外の健康保険に加入している方は...ご自分が加入している健康保険組合等に受診方法をご確認ください。

## 後期高齢者医療

### 平成25年度保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、平成25年度分の保険料額決定通知書を7月中旬までに送付します。  
特別徴収(年金からの天引き)対象の方

今年4月から特別徴収が開始された方には、保険料額決定通知書を送付します。  
後期高齢者医療保険料の特別徴収は年金保険者(日本年金機構など)からの通知に基づいて行われています。  
普通徴収対象の方

保険料額決定通知書および納付通知書を送付します。  
納期は、7月から翌年2月までの各月(8回)です。  
今年10月から特別徴収が開始される方には、特別徴収開始通知書とあわせて納付通知書を送付します。  
7月から9月は納付通知書で納めていただき10月以降は年金からの天引きとなります。  
今年6月以降に転入・75歳到達などで資格を取得された方には、7月以降に納付通知書を送付します。

今年5月以降に資格を喪失した方

後期高齢者医療保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。  
特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納付通知書で納めていただきます。  
普通徴収対象の方  
転出先やご遺族あてに、納付通知書を送付します。

### 被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合(1割または3割)を前年の所得を基に判定を行い、7月中に新しい被保険者証を送付します。

旧被保険者証は、後日、保険医療課の窓口へ持参いただくかご自身で厳重に処分してください。

有効期限は平成26年7月31日です。

① 保険医療課医療係<sup>①</sup> 2 1 7 5

# 介護保険について

問 福祉課介護保険管理係内 2124



平成25年度  
介護保険料の納付を  
お願いいたします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には、介護保険料額決定通知書を、普通徴収（特別徴収以外の方）の方には、平成25年度分の納付通知書をそれぞれ郵送します。詳しくは通知書に同封したお知らせをご覧ください。

なお、平成24年度から26年度までの3年間は、所得段階に変更がなければ介護保険料額は同一です。

## 転入等された方

今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納付通知書を送付します。

今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月またはその翌月に納付通知書を送付します。

満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

## 普通徴収対象の方へ

安全・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。（普通徴収納付通知書に添付されている口座振替依頼書で申し込めます。）

口座振替の開始は、申し込みの翌月末以降からとなります。

町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替をあらためて申し込む必要があります。

ゆうちょ銀行・郵便局をご利用の方は、指定の用紙で申し込んでください。

## 介護保険サービス利用者負担の軽減

住民税非課税世帯に属する方が軽減の対象となります。

## 介護サービス利用料助成認定

### 定

訪問介護

訪問入浴介護

通所介護

通所リハビリテーション

短期入所生活介護

短期入所療養介護

訪問リハビリテーション

訪問看護

（ ） の介護予防を含む

のいずれかのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または6%に軽減します。

## 負担限度額認定

介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設（事業者）との契約によることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができます。

軽減を受けるには、町に毎年申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは、福祉課または担当のケアマネジャーにおたずねください。

# 災害時に援護を必要とする方は登録を！

問 福祉課総合福祉係内 2126

町では、『伊奈町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）』に基づく災害時要援護者に該当する方に、7月上旬に「個別計画」の登録についてのご案内を送付します。

75歳以上のひとり暮らし高齢者

75歳以上のみで構成される世帯の高齢者

今回、送付させていただく方は、本年6月1日現在における次の対象者です。

この「個別計画」は、避難支援を希望される方に緊急時連絡先、居住の状況、特記事項などの必要事項をご記入いただき、町に提出していただくことにより登録するものです。

登録済みの方は除く

登録後、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等に、地域での支援活動に必要な情報を提供し、災害時の避難支援に活用します。

介護保険の要介護認定が3

5の方

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する方

## 大人の風しんが流行しています！

現在、首都圏を中心に20歳代から40歳代の方の風しんが流行しています。

現在、首都圏を中心に20歳代から40歳代の方の風しんが流行しています。

風しんに対する免疫を持たない女性が妊娠中（特に妊娠初期）に感染すると胎児が白内障や難聴等を主な症状とする先天性疾患にかかるおそれがあります。

町では、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、また地域での風しんの流行を防ぐため、予防接種費用の一部を助成しています。詳しくは広報いな6月号または町ホームページでご確認ください。

効果的ですが、妊娠中は予防接種が受けられないため、妊

健康増進課（保健センター） ☎ 720 5000